

平成 20 年 ( 排 ) 第 14 号

排 除 命 令 書

名古屋市昭和区折戸町六丁目 8 番地

株式会社コムテック

同代表者 代表取締役 大 川 隆 次

公正取引委員会は、前記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社コムテックは、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「マグチューン」と称する商品（以下主文において「マグチューン」という。）の取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために、遅くとも平成 15 年 12 月ころ以降当該商品の包装容器の台紙の表面において、当該商品を自動車のエンジンに燃料を供給する管に取り付けることにより、自動車のエネルギー消費効率が向上するかのよう示す表示をしているが、かかる表示は、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- 2 株式会社コムテックは、今後、マグチューン又はこれと同種の商品の取引に関し、前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- 3 株式会社コムテックは、今後、マグチューン又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第 1 項の表示と同様の表示をしてはならない。
- 4 株式会社コムテックは、第 1 項に基づいて行った公示及

び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

### 事 実

- 1 株式会社コムテック(以下「コムテック」という。)は、肩書地に本店を置き、自動車用品の製造販売業を営む事業者である。
- 2 (1) コムテックは、平成元年6月ころ以降、「マグチューン」と称する商品(以下「マグチューン」という。)を製造し、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。  
(2) マグチューンは、当該商品を自動車のエンジンに燃料を供給する管に取り付けることにより、自動車のエネルギー消費効率が向上するとする商品である。
- 3 コムテックは、マグチューンについて、遅くとも平成15年12月ころ以降、当該商品の包装容器の台紙の表面(別添写し)に「燃費の向上 平均(5~20%)の燃費向上」及び「燃焼効率をUP」と記載することにより、あたかも、当該商品を自動車のエンジンに燃料を供給する管に取り付けることにより、自動車のエネルギー消費効率が向上するかのよう示す表示をしている。
- 4 公正取引委員会は、前記3の表示について、景品表示法第4条第1項第1号に該当する表示か否かを判断するため、同条第2項の規定に基づき、コムテックに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、コムテックは、当該期間内に資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

### 法 令 の 適 用

前記事実によれば、コムテックが行っている表示は、景品表示法第4条第2項の規定により、マグチューンの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる行為は、同条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成20年2月8日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 山 田 昭 雄

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

